釜石市経営管理実施権の設定を受ける林業経営体の選定委員会設置要綱

　(設置)

第1条　森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける林業経営体の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける林業経営体の選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

　(所掌事項)

第2条　委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

　(1)　林業経営体の企画提案書の審査及び林業経営体の選定に関すること。

　(2)　その他審査に必要な事項に関すること。

　(委員)

第3条　委員会の委員は、三陸中部森林管理署長、岩手県沿岸広域振興局農林部長及び釜石市産業振興部長の職にある者並びに学識経験者等とし、市長が委嘱又は任命する。

　(委員の任期)

第4条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年を超えない範囲で市長が定める期間とする。

2　委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任するものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

　(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員長は釜石市産業振興部長を、副委員長は沿岸広域振興局農林部長をもって充てる。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代

理する。

　(会議)

第6条　委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3　会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

　(委員以外の出席)

第7条　委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

　(庶務)

第8条　委員会の庶務は、産業振興部水産農林課において処理する。

　(その他)

第9条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

　　　附　則

　この告示は、令和４年６月１日から施行する。